

「広島県高校生等奨学給付金」制度を

案内

かつよう

活用しませんか

公立学校の高校生等の保護者等を対象にした、授業料以外の教育費の負担を軽減するための返す必要のない給付金です。

受給するには各年度で申請が必要です。

1 申請方法

① 学校で申請書類を受け取る

広島県教育委員会 奨学給付金

検索

※ ホームページからもダウンロードできます



② 申請書類に記入

※ 必要書類を添付



③ 学校へ提出



学校への提出期限：**令和4年7月29日（金）**

※ 提出期限を過ぎた場合、給付金を受給することができない場合があります。

2 給付対象者（次の①又は②に該当する方）

① 次の要件を全て満たす方

- ア 保護者等全員の住民税所得割が非課税相当の世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯
- イ 生徒の保護者等が広島県内に在住している
- ウ 生徒が高等学校等就学支援金（又は学び直し支援金）の支給要件を満たしている
- エ 生徒が国公立高等学校等に在学している

② 家計が急変した方

向こう1年間の収入見込みが非課税世帯に相当し、上記のイからエの要件を満たす場合

3 給付額

世帯区分	区分	給付金の額（年額）		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯	—	32,300円	32,300円	50,500円
保護者等全員の住民税所得割額が非課税相当である世帯	1人目	114,100円	50,500円	
	2人目以降	143,700円		

— お問い合わせ先 —



広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 就学支援係

電話：082-222-3015 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

メールアドレス：kyouishinkou@pref.hiroshima.jp